

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

■「老後」と「もしも」のときに備えましょう

今年も残りわずかとなりました。皆さん、国民年金の保険料は納めましたか。年金は、自分自身だけでなく世代間の助け合いです。未納のままですと、「老後」の年金はもちろんのこと「もしも」のときの障害基礎年金や遺族基礎年金などが受けられない場合があります。このようなことがないように、保険料は必ず納めましょう。

■国民年金保険料の支払いに困ったら

「国民年金保険料免除制度」をご利用ください

国民年金の長い加入期間中には、病気やけが、失業などの経済的理由で、保険料を支払うことが困難な時期があるかもしれません。そんなときは、「免除制度」があなたの年金を守ります。

- ・収入が少なく、生活に困ったとき
 - ・病気やけがなどで、経済的に困ったとき
 - ・失業や営業不振などで保険料を納めることに困ったとき
- 「免除申請書」に必要事項を記入し、健康推進課または各支所市民生活課の国民年金窓口へ提出してください。代理で申請する場合は、申請する人の年金手帳または納付書お

よび印かんを持って来てください。継続申請により期間延長承認に該当する人以外は、毎年申請が必要です。

※申請書提出後、年金事務所で前年度所得額により審査があります。審査の結果、免除が認められないこともあります。
 ※国民年金保険料の一部免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)が承認された人は、残りの一部保険料を納めないと未納期間となり、老後に受け取る年金(老齢基礎年金)や障がいや死亡に対する年金(障害基礎年金、遺族基礎年金、死亡一時金)を受け取ることができない場合がありますのでご注意ください。

■追納制度をご存知ですか？

免除を受けた期間や納付猶予期間および学生納付特例期間の保険料は、10年までさかのぼって保険料を納付することができます。満額の老齢基礎年金を受け取るために、生活に余裕ができたときには納めるようにしましょう。免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算額がつかますので早めに追納することをお勧めします。

国民年金保険料の案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付の案内や免除などの申請手続きの案内を民間事業者へ委託しています。

熊本県担当：日立トリプルウィン・NTT印刷共同企業体

問い合わせ先 ☎0120(211)231

その他の地域担当：株式会社アイヴィジット、株式会社バックスグループ、日立トリプルウィン株式会社

日本年金機構職員および委託事業者が電話により「払い過ぎていた税金を還付する」と話をしたり、年金受給額、預貯金口座番号などを聞くことはありません。また、訪問する際は、必ず写真真身分証明書を携行し、提示します。委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。

くれぐれも「なりすまし」による被害にご注意ください。怪しいなと感じたら、年金事務所または警察に連絡してください。

■振り込め詐欺などにご注意!

民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いいただくようご案内します。銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。

■日本年金機構などの職員と称して、現金を詐取する「不審な電話や訪問」にご注意ください

全国各地で「日本年金機構」や「社会保険庁」もしくは「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号や家族構成、預貯金額を聞くなど、不審な電話や訪問があったというお問い合わせが寄せられています。また、年金関係の書類を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があったというお問い合わせも寄せられています。

問い合わせ先 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142

